第十四条の四中第四十号を第四十一号とし、第二十八号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十五号から第二十七号までの規定中「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第三項において準用する場合を含む。）

第十四条の六第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第四項（監査等委員会の決議）

第十四条の九中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

第十七条の七第一項中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「第一号の二、第一号の三及び第一号の四」を「第一号の二から第一号の四まで」に、「第一号の六、第一号の七及び第一号の八」を「第一号の六から第一号の八まで」に改める。

第十七条の八中「第三十条の十第三項」を「第三十条の十第四項」に改め、同条第二号中「監査役、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「係る監査役会」の下に「、監査等委員会」を、「監査役監査報告の内容」の下に「、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見」を加え、「法第二条第十九項」を「同項」に改める。

第十七条の十五第一号ロ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同条第四号中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。

第二十条の十二第三項第三号中「設立時取締役をいう。第二十条の十八において同じ。）」を「設立時取締役をいう。以下この号において同じ。）（設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）に、「同項に規定する設立時会計参与」を「同条第一項に規定する設立時会計参与」に、「設立時監査役をいう。第二十条の十八において同じ」を「設立時監査役をいう。」に、「法第三十条の十第六項」を「同条第八項」に改める。

第二十条の十四第二項第二号ロ(1)中「役員」の下に「（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）」を加える。

第二十条の十六中「株主」を「株主等」に改める。

第二十条の十七の見出し中「責任追及等の訴え」を「社員による責任追及等の訴え」に改め、同条中「責任追及等の訴え」を「株主による責任追及等の訴え」に改める。

第二十条の十八の見出し中「訴え」を「相互会社が責任追及等の訴え」に改め、同条第一項中「（責任追及等の訴え」を「（株主による責任追及等の訴え」に改め、同項第二号中「請求対象者」を「法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同項第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改め、同条第二項を削る。

第二十条の十九第六号イ中「役員等」の下に「（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第二十条の二十一第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第二号中「第十四号」を「第九号」に改め、同項第四号中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第二十条の二十六第三項第一号中「取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。）」を加え、同項第三号中チをワとし、ハからトまでをチからヲまでとし、ロをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第五項（取締役の報酬等）

ト　法第五十三条の十五において準用する会社法第三百六十一条第六項

第二十条の二十六第三項第三号中イをニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

ロ　法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第二項

ハ　法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第四項

第二十条の二十六第三項第三号に次のように加える。

カ　法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の五（株主総会に対する報告義務）

第二十条の二十七第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第二号中「第十四号」を「第九号」に改め、同項第四号中「監査役」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第二十三条の五第三項第一号中「取締役」を「取締役、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。）」に改め、同条第二号ロ中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同条第三号ロ中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。

第二十三条の八第一項中「第三十条の十第三項」を「第三十条の十第四項」に改め、同条第二号中「監査役、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「係る監査役会」の下に「、監査等委員会」を、「監査役監査報告の内容」の下に「、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見」を加え、「法第二条第十九項」を「同項」に改める。

第二十三条の十第一項中「第三十条の十第四項」に改め、同条第二号中「監査役、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「係る監査役会」の下に「、監査等委員会」を、「監査役監査報告の内容」の下に「、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見」を加え、「法第二条第十九項」を「同項」に改める。

第二十三条の十一第一項中「第三十条の十第四項」に改め、同条第二号中「監査役、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「係る監査役会」の下に「、監査等委員会」を、「監査役監査報告の内容」の下に「、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見」を加え、「法第二条第十九項」を「同項」に改める。

第二十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第三項において準用する場合を含む。）

第二十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第四項（監査等委員会の決議）

第二十四条の九中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

第二十七条の七第一項中「監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、「第一号の二、第一号の三及び第一号の四」を「第一号の二から第一号の四まで」に、「第一号の六、第一号の七及び第一号の八」を「第一号の六から第一号の八まで」に改める。

第二十七条の八中「第三十条の十第三項」を「第三十条の十第四項」に改め、同条第二号中「監査役、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「係る監査役会」の下に「、監査等委員会」を、「監査役監査報告の内容」の下に「、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見」を加え、「法第二条第十九項」を「同項」に改める。

第二十七条の十第一項中「第三十条の十第四項」に改め、同条第二号中「監査役、監査役会」の下に「、監査等委員会」を加え、同条第三号中「係る監査役会」の下に「、監査等委員会」を、「監査役監査報告の内容」の下に「、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見」を加え、「法第二条第十九項」を「同項」に改める。

第二十七条の十一